

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命」会合（PPP／PFI）（第7回）

（開催要領）

1. 開催日時：平成31年4月25日（月） 16：00～17：00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室
3. 出席者：
竹中 平蔵 東洋大学教授・慶應義塾大学名誉教授

工藤 七子 一般財団法人社会的投資推進財団 常務理事

（議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進について
3. 閉会

（配布資料）

- 資料1-1：内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
 - 資料1-2：内閣府（政策統括官（経済社会システム担当））提出資料①
 - 資料1-3：総務省提出資料
 - 資料1-4：文部科学省提出資料
 - 資料1-5：厚生労働省提出資料①
 - 資料1-6：厚生労働省提出資料②
 - 資料1-7：経済産業省提出資料①
 - 資料1-8：経済産業省提出資料②
 - 資料1-9：国土交通省提出資料
 - 資料1-10：農林水産省提出資料
 - 資料2：内閣府（政策統括官（経済社会システム担当））提出資料②
 - 資料3：有識者提出資料
 - 資料4：竹中会長提出資料
 - 参考資料1：事務局提出資料①
 - 参考資料2：内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
 - 参考資料3：事務局提出資料②
-

○平井日本経済再生総合事務局次長

それでは、ただ今より「未来投資会議構造改革徹底推進会合『第4次産業革命』会合（PPP/PFI）」の第7回目を開会したいと思います。

本日は御多忙中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

プレスの方はいらっしゃらないと思いますが、もしもいらっしゃれば。

それでは、PPP/PFIの活用促進についての議論を始めさせていただきます。

時間も限られておりますので、失礼ながら出席者の御紹介は、お手元にお配りさせていただきました座席表にて代えさせていただきますと思います。

席上には座席表、議事次第、資料1-1から4、参考資料1から3を配付しておりますので、御確認いただけますでしょうか。

それでは、ここからは竹中会長に一言いただいた上で、御進行をお願いしたいと思います。それでは、竹中会長、よろしく願いいたします。

○竹中会長

久しぶりの会合になりますけれども、きょうはお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。皆様の御協力を得まして効率的に議事を運営したいと思います。

本日は、未来投資戦略2018で規定しましたPPP/PFI関連の取り組みについてのフォローアップをするというのが第1点。それから次期成長戦略策定に向けた本会合としての提言の案について議論を行うことにしております。

まず、関係省庁から取り組み状況の説明をお願いしたいと思います。最初は内閣府のPFI推進室をお願いしてよろしいでしょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官

担当審議官の石川でございます。

それでは、資料1-1でございます。1枚おめくりいただきまして、公共施設等運営権、いわゆるコンセッションに関するガイドラインの履行状況でございます。昨年3月に改定を行いましたコンセッションガイドラインにつきまして、地方公共団体等の履行状況を確認せよということでしたので、内閣府において調査を行いました。具体的には、ガイドラインの改定以降実施方針を公表した重点分野のコンセッション事業について、その実施方針がガイドラインの内容に沿ったものであるかどうかを突合して行いました。履行確認を行った運営事業は、真ん中にあります4つでございます。

次のページをめくっていただきまして、どうだったかというのがマトリックスになっております。検討結果ですが、左の「リスク分担」から右の「終了時の評価・買取」に至るまで、ほとんどガイドラインに沿った運用がされていると考えております。

真ん中の「競争制限的な企業が存在しなかった」とか、「参画が想定されなかった」というのは、左の管理者に聞き取ったところで、ガイドライン上も想定される場合には

作成せよということになっておりますので、このようにさせていただいております。

次に、必要に応じガイドラインを改正することとされていた各項目でございますが、関係省庁からの検討結果などを聞きまして検討したところ、以下のとおりでございます。第一段階の審査基準から第二段階結果までの情報開示につきましては、昨年3月のガイドライン改定で対価の算定法の明示ですとか、管理者の持つ情報の積極的、迅速な開示というものが改定されたことにより、かなり細かく対応されていて、特段の不满がないという報告でございました。

次に、北海道7空港の派遣職員ですが、人数の1名増員希望というのがあるが、これはガイドライン上もオーケーなのですけれども、現在5年と言われる派遣期間の延長についての要望は特になかったと聞いております。

最後に、上下水道分野の物価変動でございますが、国土交通省の下水道分野ではそれらを盛り込んだガイドラインを策定して、内閣府でもそれをホームページで周知しております。厚生労働省の水道分野は現在案を作成中とのことです。

以上でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

一通り御説明をお願いしたいと思います。

次に、内閣府政策統括官、引き続き。

○石川内閣府大臣官房審議官

それでは、私のほうから。資料1-2でございます。今度は成果連動型民間委託契約方式でございます。1ページを見ていただきますと、未来投資戦略の中には具体的施策として、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大しなさいとか、必要な体制を整備の上、情報集約とかガイドラインの作成の働きかけを行いなさいとなっております。

これを受けまして、現在の対応でございます。2ページ、平成31年度の定員要求で2名の増員要求が認められました。体制整備に向けて厚労省さんなどに協力を要請しております。

また、今のところ、増員は早ければ7月からということですが、昨年末、内閣府の中に私が長のような立場になりますチームをつくりまして、既に関係省庁へのヒアリングとか地方自治体及び事業者にアンケート調査を実施しました。アンケート調査の内容については、今日の終わりぐらいにお時間をいただいておりますけれども、その結果、地方自治体等からは適正な成果指標の設定が非常に困難だと。自治体が自分でつくるのが大変だということもあって、予算の確保が大変困難だということかなり強い課題が明らかになっております。

次に、予算ですけれども、31年度概算要求で関連予算が認められたところでございま

す。

今後の動きですが、新たな体制を整備した上で、ヒアリングやアンケートの結果等を踏まえて、関係省庁にモデル事業の組成やガイドラインの策定等を働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、次は総務省でしょうか。どうぞ。

○佐々木総務省大臣官房地域力創造審議官

総務省資料、資料1-3の1ページ目をご覧くださいと思います。下水道、簡易水道に関しては、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用の促進について、平成35年度までを取り組み期間とする新たなロードマップを示し、取り組みのさらなる推進を通知により要請したところでございます。

PPP/PFI事業のさらなる活用拡大に向けての推進体制の強化につきましては、内閣府からの要請及び総務省として果たすべき役割を踏まえ、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

国庫補助や地方交付税措置についてのインセンティブを阻害する仕組みの排除や、改革を促進するインセンティブを組み込む視点からの点検等についてでございますが、事業を所管する関係府省が実施する点検等について、地方財政制度を所管する立場として、連携をして取り組みたいと考えております。

2ページ目、事業者、投資家向けの説明会の開催、あるいは公共施設等運営権制度の理解を深めるための方策については、公営企業の経営改革について、公共施設等運営権方式の導入も含め、先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成するとともに、公営企業における公共施設等運営権方式について、公営企業管理者や財政担当者などを対象とした各種会議、講演等の機会を通じて、地方公共団体に対して周知を行っており、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

3ページ目、成果連動型民間委託契約方式の普及促進に関して、債務負担行為の周知等を実施し、他の地方公共団体の事例を確実に横展開することについては、事業を所管する関係府省が実施する取り組みを踏まえ、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

○山崎文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官

資料1-4をごらんください。文教施設分野における未来投資戦略の進捗状況のポイントについて、かいつまんで御説明したいと思います。

1 ページ目でございます。文教施設につきましては、平成30年度までに3件のコンセッション事業の具体化を目標とされております。文科省では具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施するとともに、平成30年3月末に実務的な手引を作成しまして地方公共団体に周知しているところでございます。これらによりまして、平成30年度までに3件の案件形成の目標に対しまして、現時点では事業契約済みが2件、候補者の決定が1件、実施方針案の公表が1件の計4件となっているところでございます。今後もさらなる地方公共団体の文教施設に関するPPP/PFI事業の案件形成を図るため、事業の検討を支援してまいりたいと考えております。

2 ページ目からは個別案件でございますが、2 ページ目の上段、奈良少年刑務所赤れんが建造物につきましては、平成29年12月に実施契約を締結し、本年10月からの史料館の運営開始に向け耐震改修工事が進められているところでございます。

下の段でございますが、有明アリーナにつきましては、東京2020大会後の2021年度からの供用開始に向け、本年3月に候補者を決定し、基本協定締結に向けた手続が進められているところでございます。

3 ページ目でございます。大阪中之島美術館につきましては、本年4月に地方独立行政法人大阪市博物館機構が設立されまして、今後事業者の選定手続を実施する予定となっております。

下の段、今回初めてですけれども、内閣府所管でございますが、沖縄科学技術大学院大学の宿舎につきましては、本年3月に実施契約が締結されまして、2021年度の供用開始に向け整備を開始したところでございます。

説明は以上です。

○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、厚労省、お願いします。

○吉永厚生労働省大臣官房審議官

厚生労働省でございます。

まず、水道につきまして、資料1-5に基づきまして御説明申し上げます。おめぐりいただきまして、1 ページ目でございますけれども、平成26年度から平成30年度までを

集中強化期間として6件の具体化を目標とするという形で、アクションプランに掲げられておりますが、地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況につきましては、これまで6つの地方自治体におきまして、デューディリジェンス、または同等の検討を終了したところでございます。また、長らく国会で審議が進んでおりませんでした改正水道法案につきましては、昨年12月6日に成立したところでございます。これに基づきまして、公の関与を強化したコンセッション方式を実施可能とするものでございます。今後この法律に基づく新たな許可制度の運用につきまして詳細に検討し、新制度によるコンセッション事業の活用を促進していきたいと考えてございます。

2ページ目にもコンセッションを進めていくために必要な予算あるいは周知、あるいは3ページ目、マニュアル等の整備を行っていききたいと考えているところでございます。水道につきましては以上でございます。

○伊原厚生労働省大臣官房審議官

引き続きまして、資料1-6、厚生労働省における保健福祉分野での事業について御説明します。おめくりいただきまして、昨年度の実施状況ですけれども、特定課題型という事業と地域課題型という事業、それぞれ6事業、4事業、合わせて10事業実施いたしました。今年度も引き続き事業を実施してまいります。来年度以降の本格実施に向けまして、今年度につきましては、まず特定課題型事業につきまして、他の地域でも参考にできる成果指標と成果に応じた報酬設定の手法を見出すということを念頭に作業を進めていきたいと考えております。

地域課題型事業につきましても、30年度の実施状況を踏まえまして、住民参加を促すための効果的な手法や民間資金の調達方法について、具体的な、他の自治体にも参考になるようなことを見出しまして、横展開ができるような形に持っていきたいと思っております。

○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、次は経産省でしょうか。

○鍋島資源エネルギー庁電力供給室室長

経済産業省でございます。

資料1-7に基づきまして説明させていただきます。公営発電施設・工業用水道事業における検討事業・取組状況についてです。

2ページ目をご覧ください。アクションプランにおきましては、公営水力発電につきましましては、平成30年度からの3年間で集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするとされていたところでございます。

3 ページ目をご覧ください。現在案件形成に向けた取り組みといたしまして、これまで5 回ほど説明会を実施しております。事業移行のメリットなどを紹介することで、地方自治体のコンセッション事業への移行、検討を促しているところでございます。

4 ページ目でございます。これは先行事例として、鳥取県においてコンセッション事業を検討しているところの御紹介でございます。現在4 発電施設の事業者公募を行っているところでございます。

○守山経済産業省地域産業基盤整備課課長

続きまして、工業用水道について御説明させていただきます。7 ページをご覧くださいませでしょうか。工業用水道につきましては、平成30年度から32年度までを集中強化期間として、3 件のコンセッション事業の具体化に取り組んでいくということを目指してございます。

8 ページでございます。平成30年度につきましては、3 自治体においてデュージェンズを実施いたしました。また、コンセッション事業の具体的な案件形成が進展するよう、4 自治体において導入可能性調査も実施したところでございます。

経済産業省といたしましては、平成31年度予算においても関連予算を計上しており、未来投資戦略2018等に掲げる目標の達成に向けてしっかり取り組んでいく所存でございます。

○西川経済産業省ヘルスケア産業課課長

続きまして、資料1－8に基づきまして、ヘルスケア分野におけるペイ・フォー・サクセスの実施状況でございます。2 ページを見ていただきますと、まず新しい分野での案件組成をやるということございまして、介護予防分野で福岡県の大牟田市、徳島県的美馬市、それぞれ介護サービス事業者、また、J リーグのスポーツクラブなどと連携して運動習慣をやっていく。こういった部分でSIBを組成支援しております。

3 ページは、従来やってきたものの普及でございます。地方自治体向けの勉強会、また、サービス提供者、いろんな関係者を含めた勉強会を大阪と東京でそれぞれ開催させていただいて、厚労省や内閣官房にも御参加いただいております。

また、29年度から事業着手した神戸、八王子、前回の例でございますが、こういったものも中間的に確認しておりまして、中間成果評価においては目標を上回る成果が確認されているということでございます。

最後に5 ページでございます。引き続き既存類型を横展開していくと。八王子市ではできても、規模が違う自治体ではなかなかやりにくい。では、何が問題なのだとおっしゃるところを整理していく。これで横展開を図る部分と、あと、新たな領域を開いていく。例えば、0 次予防、無関心層へのアプローチ、リテラシー向上等の案件組成支援について、本年度はしっかり取り組みたいなと思ってございます。

以上でございます。

○竹中会長

それでは、国土交通省、お願いします。

○坂根国土交通省総合政策局審議官

資料1-9をご覧ください。めくっていただきまして1ページ、2ページ、横断的な取り組みでございます。コンセッションについての事業者あるいは投資家向けの説明会を開催するというので、2ページをご覧くださいますと、岡山で約450名に集まっていた会談を開催いたしました。会談の状況を見ますと、説明をきちっと聞いていただくというのは当然なわけですけれども、会場を見ますと、活発な意見交換であったり、あるいは情報交換、交流があったり、非常に関心の高まりが見られたなという実感がございます。

以下、各局が御説明を申し上げます。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

続きまして、航空局でございます。

3ページ目をご覧くださいと思います。一番上の部分でございますけれども、専任の民間人材を公募して登用する。こちらについては、右のほうをご覧くださいと思います。今年度から登用するために、昨年度公募手続を行いました。応募がございませんでした。なので、今年度中に登用すべく、今、公募条件等の見直しの検討を行っておるところでございます。

2つ目のところにつきましては、これまでの案件形成にかかわっていない有識者で構成される委員会での目的の再整理とか仕組みの改善策の検討に着手し、取りまとめるということでございます。右の部分をごらんいただきたいと思います。昨年8月に有識者で構成される委員会を立ち上げまして、都合4回議論を行い、昨年12月に検討結果を取りまとめたところでございます。この関係につきましては資料の7ページ、8ページにございますので、後でご覧いただければと思います。

3ページ目です。3番目、4番目につきましては、内閣府のほうから御説明があったかと思いますが、私のほうからは説明を割愛させていただきます。

4ページ目をご覧ください。一番上の部分、北海道7空港の関係でございます。現在選定手続を行っているところございまして、今年度中に優先交渉権者の選定を行うスケジュール感でございます。

2つ目、イコールフットィングの関係でございますが、その右をご覧くださいと思います。関係省庁と調整を行いまして、自治体に対しまして昨年12月、周知の文書を発出したところでございます。

5 ページ目をご覧いただきたいと思います。一番上の検証会議は、先ほどの報告に代えさせていただきます。

2 つ目、3 つ目については、6 ページに一覧表がございます。空港のコンセッションの進捗につきましてまとめたものでございますので、ご覧いただければ幸いです。

航空局からは以上でございます。

○海谷国土交通省港湾局審議官

引き続き港湾局でございます。

港湾局は、9 ページをごらんください。現在福岡市のウォーターフロント再開発のコンセッション案件につきまして、福岡市さんのほうで基本スキームの素案を作成いたしまして、本年2月25日より民間サウンディングを行っているというところでございます。今年度中に本案件の公募開始を目指しまして、福岡市が民間サウンディングの結果を踏まえて基本スキーム案の作成を進めていく予定でございます。国土交通省としても引き続き福岡市を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○高科国土交通省観光庁審議官

続きまして、10 ページ、観光庁でございます。

MICE施設につきましては、平成29年度から31年度までの集中強化期間におきまして6件コンセッション事業の具体化を進めているところでありますが、前回のこの会合の時点では、採用を決めたものが愛知県、横浜市の2件。採用の意向が示されているものが福岡市の1件。導入可能性調査を実施しているものが札幌市、名古屋市の2件でしたが、その後、沖縄県が導入可能性調査を実施して、合計3件となっております。

また、検討の加速化に向けまして、コンセッション方式導入における解決すべき課題などの調査を支援する事業を平成31年度に実施する予定でございます。

観光庁からは以上です。

○森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長

下水道について御説明いたします。13 ページをご覧ください。先ほど内閣府から説明がありましたとおり、この3月に下水道についてはコンセッションガイドラインを改正いたしました。その中で混合型コンセッションにおける国庫補助等について明記しております。

また、先行案件の取り組みを踏まえた仕様書等の改定につきましては、浜松市などの事例を積み重ねて検討したいと考えております。

3 つ目の段落で、物価変動の定義等につきましては、説明がありましたとおり、コン

セッションガイドラインに反映をしております。

数値目標に関しましては、浜松市に続きまして2件目、高知県の須崎市で今年の2月に優先交渉権者が選定され、手続が進められているということでございまして、次の14、15ページに2つの具体例を載せております。

以上でございます。

○田尻国土交通省道路局審議官

道路分野でございます。資料の16ページになります。愛知県の道路コンセッションでございますが、公社が運営しましたときと同様の管理水準並びにサービス水準といったものを維持しながら、順調に運営が行われておると聞いております。民間ノウハウを活用し、パーキングエリアにおける地域活性化の取り組みですとか、地域の魅力と交通安全をPRするイベントといったものが積極的に行われておるというところでございます。昨年7月18日には既存のパーキングエリアがリニューアルをされておまして、リニューアルをされた後のパーキングエリアでのイベントも計14回実施されておると承知しております。引き続きこの取り組みをしっかりとサポートしていくことが必要と思っております。

また、横展開であります。先行いたします愛知県道路公社の事例につきまして、国交省からも、また、愛知県、愛知県道路公社からも全国の地方道路公社や府、県、市への情報提供を初めとしました横展開を図っております。また、愛知道路コンセッション株式会社、この運営会社においてもこれまでの経緯を踏まえましてセミナーなどでの情報発信を行っていることを承知しております。引き続き情報発信を初めとした横展開を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○眞鍋国土交通省住宅局審議官

最後、19ページ目、住宅局でございます。公営住宅の分野につきましては、3カ年で6件の事業化、具体化を目標とすると掲げてございましたが、これまでに6件を超える10件の案件について事業の契約が済んでいるということでございます。引き続きこうした事例の横展開も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹中会長

それでは、農水省、お願いいたします。

○本郷農林水産省林野庁次長

農林水産省でございます。

お手元の資料の1ページ、昨年11月に進捗状況を御報告させていただきましたが、その後、今年の2月26日に法律案について閣議決定をし、国会に提出いたしました。本日午後、衆議院本会議で法案の趣旨説明をさせていただいたところでございます。

2ページ目をごらんください。前回も似たような資料を出しましたが、民有林において、昨年法律が成立しました森林経営管理法において新たな森林管理システムというのを措置しておりますが、そこに想定されている意欲と能力のある林業経営者に対して、国有林材を長期・安定的に供給していくという仕組みとして、下のような、これまでの立木の売り方として一年一年伐区を設定して伐っていくという形ではなく、今後供給量の増加する部分の一部については、大きく区域を設定して、そこに伐区を設定していただきながら伐っていただくと。そういう内容を法案としております。

3ページをご覧ください。先般11月に御説明したときの論点として4つほど出させていただきましたけれども、その部分について御説明したいと思います。1つは樹木採取権という権利でございます。樹木を採取する権利という形で法律として設定して、樹木採取権を物権としてみなす、みなし物権とするという対応をとっております。

次に、民業圧迫にならないようにということで、3の②にございます木材利用事業者（川中事業者）ですとか、木材製品利用事業者（川下事業者）との連携を図って、新規の需要を拡大しながらやっていくということで、樹木採取権の設定を受ける者は、こういう方々との連携を図るということにしております。

次のページでございます。11月の会合の際に竹中会長からもお話がございましたけれども、公益と事業者の裁量をバランスよくということでございます。この件に関して、左上の（4）の②にございますように、樹木採取権実施契約を事業者と結ぶことにしておりますが、この契約は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールにのっとり、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものではないということ、このような公益上のルールを踏まえて、事業者が自ら①にございますように具体的な施業の計画、樹木を採取する箇所、面積、採取方法等を設定することができるようにしております。

もう一点、右側の6の植栽関係。伐った後の植栽について、事業者が創意工夫を活用できるようにというお話がございました。これにつきましては、植栽の効率的な実施を図るために、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うように申し入れるものとするというふうに規定しております。この「申し入れる」ということでございますが、国が樹木採取権を公募する際に、樹木採取権者が伐採とあわせて国と委託契約を締結して、植栽の作業を行うものを条件として示して、これに応じる者の中から樹木の採取権者を選定することとしておりまして、選定された樹木採取権者と造林の委託契約を結ぶ。そういう形をとらせていただきました。これによって、伐採作業と一貫して造林の作業をしていただくということで、特に地ごしらえ作業に事業者の創意工夫が生まれるものと考えております。

最後に、竹中会長からお話がありましたガイドラインにつきまして、税制上の解釈等、うまく既存のコンセッションのガイドラインを使ってやってほしいということにつきまして、今後この仕組みについてガイドラインを作成する際に、公共施設等運営権のガイドラインについて活用できるところは活用してまいりたいと思っております。また、税制については、公共施設等運営権を参考に、減価償却資産とするなどの要望を行っていきたいと考えております。

以上です。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

それでは、御説明いただいたことに対して若干質問をさせていただきたいと思うのですが、これは田和統括官にお答えいただくことになるのかなと思っておりますが、必要な定員が確保できたという御報告、大変喜ばしいことで、御努力に感謝申し上げます。その上で、確認ですけれども、今回の民間からの登用に当たりましては、企業からの出向ではない専任の人材、それと公共施設等運営権に関連する専門性と豊富な経験を持つ人材、そういう人をということで、条件を付せられているわけではありますが、そのような条件を満たす人材でなければ、せっかくの定員確保も無駄に終わるわけでもあります。誰を採用するかはもちろん内閣府がお決めになることですので、これは全力で取り組んでいただきたいと思っております。

その上で、決定後にこの2つ条件をどういう観点で満たしたと考えたか。ぜひ事後的に御報告をしていただきたいと思いますと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○田和内閣府政策統括官

その点は我々も十分配慮しながらやっております、特に今回機構定員において、民間から採用するということを条件として今回つけていただいておりますので、そこは我々としても説明責任を負っていると考えております。しっかり対応していきたいと思っております。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

これについては国交省航空局についても同様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

なお、新設される参事官ポスト、参事官ですけれども、コンセッションとペイ・フォー・サクセスの両方にかかわるものと整理されていると認識しております。このペイ・フォー・サクセスの体制強化も必要なので、両方カバーするというところで、こちらもよろしゅうございますでしょうか。あくまでも我々の提言では参事官はコンセッションに関

する専門家というスキルセットを期待していますので、その点もぜひ御配慮いただきたい。また、指揮命令系統という点でも、参事官はあくまでもPPP/PFI担当の審議官のラインに入るという認識でおりますので、この辺もよろしく願いいたします。ぜひ組織の設計をよろしくということで、これは確認されたということでもよろしく願いいたします。

○田和内閣府政策統括官

はい。

○竹中会長

ありがとうございます。

組織論に関する最後ですけれども、内閣府は頑張って定員をとったわけですから、関係府省には補佐以下の人材の点でぜひとも協力をお願いしたいと思います。これは各省庁にお願いいたします。特にペイ・フォー・サクセス関連では厚労省、総務省、経産省の貢献が大変重要だと思いますので、それはそれぞれの今の省庁について御協力をいただけるという認識でよろしゅうございますでしょうか。異論はないということで。

それでは、ぜひそのようにお願いいたします。御協力をいただけるということで認識をしております。

内閣府からもちろん要請が行くわけですけれども、必要性を共有して関係省庁はぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そして、田和統括官にお願いですが、もし消極的な関係省庁があれば、この場で言っただいて、私はいつでも参りますので、個別に会合を開きましょう。そのぐらいのつもりで。大変重視していますので、よろしく願いいたします。

○田和内閣府政策統括官

はい。

○竹中会長

続いて、国有林についてでありますけれども、これは大変すばらしい案をつくって国会へ送っていただきました。この努力に対して林野庁に感謝申し上げたいと思います。

行政サイドとしては、まずは国会での議論を待つということになると思います。それを前提にということで、林野庁に質問ですが、海外事例の調査では、大規模化というのは、年間の伐採量が少なくとも10万立米以上で、期間としても20年を超えるという認識を我々は持っているのですが、こういった大規模化の事例をつくるために林野庁は一体どのような取り組みをするかということ。現時点でお答えいただける範囲のことがありましたら、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○本郷農林水産省林野庁次長

農林水産省でございます。

今回のこの法案の議論を踏まえて、我々はこの新しい制度の運用を検証して次のステップということで、考えてまいりたいと思っております。

○竹中会長

当然のことながら国会での議論を待つわけですが、その間にもさまざまなブレインストーミングのようなことができると思いますので、大規模化案件を実現されるためのアクションプランをどのようにするかということについて、ぜひ議論をしておいていただきたいなと思います。

林野庁の考え方をまとめて、一度再生事務局との議論もしていただきたいと思うのですが、林野庁、再生事務局、この点はよろしゅうございますでしょうか。

○本郷農林水産省林野庁次長

はい。

○平井日本経済再生総合事務局次長

はい。

○竹中会長

ぜひそのようにお願いいたします。

ありがとうございます。

続いて、空港のコンセッションですけれども、航空局には有識者会議での議論もしっかりとさせていただいて、事業手法の改善をしてもらっているということで、感謝をしております。少しずつ改善しているということ踏まえて、あえて1つお伺いしたいことがあるのですが、実は最近、多くの関係者から空港コンセッションでの企業が提示している運営権対価がどうも高過ぎるのではないだろうか、本当に投資回収できるのかという意見がちょっと聞こえてくるのですけれども、航空局の認識はいかがでございますでしょうか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

今までのコンセッション案件につきまして、複数の提案者があったことから、運営権対価についてもそれが反映されていっているのかなと思いますが、ただ、運営権対価は総合評価の中の一部でありますので、いずれにしても一番いい提案を選んだと我々はお思っております。だから、運営権対価の多寡だけでどうという議論とは余りくみしていな

いというのが今の状況でございます。ただ、その水準がどうであるかということについては、今後のモニタリング等を通じて日々の運営を我々は見ていきますので、そんなところでしっかり見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○竹中会長

これはすごく目立つ話でもありますし、我々が一番先頭を切ってここまでやってきたわけでありますので、このような意見が杞憂に終わればいいと思うのですけれども、これを具体的にチェックし、注意深く見ていっていただきたいと思います。これはお手元の私のペーパーにも示しましたが、日本における運営権対価の水準と世界におけるトレンドを比較して、改めてこれを教えていただけませんか。おっしゃるように、全体として評価しているというのは十分理解します。その上で、いわゆる運営権対価が予想されるキャッシュフローとどのぐらいの比率になっているのかとか、海外の事例みたいなものを、私の勉強も踏まえて一度教えていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○久保田国土交通省航空局航空ネットワーク部長

承知いたしました。割引率をどう設定するかとか、いろいろと難しいところはあるので、民間の意見もいろいろと聞きながら検討していきたいと思っております。

○竹中会長

ぜひ専門家の意見を聞きながら、またチェックしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

対価が高いというのは、財務省的に言うといわけでありますが、これが過剰になると利用者や地域にとっては害が大きくなるし、実際それがサステナブルかどうかということも問題になる。利用者、地域、財政、事業者、このバランスが大事だという大原則に立ち返って、ぜひたゆまない検証をお願いしたいところでございます。

続いて、韓国の事例ですが、韓国では投資法人においてSPCの株式を100%保有できるという事例があると聞いておりますが、これは大変面白いと思うので、内閣府のPPP/PFI推進室に伺いたいのですけれども、日本でも同様な制度をつくるというニーズは、日本の関係事業者にはないものでしょうか。石川さん、いかがでしょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官

ニーズは、SPCに出資している企業の中には、コンセッションの期間というのは10年、20年ですから、例えば建設した企業は、建設が終わってしまうと、資金、いわゆるSPCへの持ち分を譲渡して、譲渡代金で別の投資に充てたいというニーズがあるということ

は伺っております。

一方で、管理者側、特に自治体は、そういうSPCに出資した構成企業が抜けてしまっ
ては困るという意見もあって、それでSPCの持ち分を誰に売れば、皆、納得するかとい
うときに、投資法人というやり方もあるのではないかと聞いておりますが、
私が聞いていますのは、日本の投資法人法は、金融庁の隣で言うのは申しわけないの
ですけれども、企業の支配に投資法人が使われてはいけないということで、同じ会社の株
の50%以上を持ってはいけないという規制がございまして、そうすると、50%ルールと
のバランスなども考えなければいけないということもあって、特段我々のほうでは、韓
国のような投資法人制度を日本でも使わせてくれという民間企業からの具体的な要望
は聞いていないところであります。

○竹中会長

いろんな専門家がいろんな意見を言っていると思うので、それは調べておいていただ
けませんか。

○石川内閣府大臣官房審議官

はい。

○竹中会長

私のほうでもしっかり勉強したいと思います。

関係省庁でもし御意見があれば伺っておきますが、よろしいでしょうか。

○佐藤金融庁企画市場局参事官

はい。

○竹中会長

そこは一緒に勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

これは金融庁、東証にもいろいろ調査をしていただいた結果でありますので、ぜひ一
緒に議論を深めていきたいと思えます。

それでは、今回の骨太、成長戦略で一つの新しいフォーカスになると思えます。ペ
イ・フォー・サクセスに関して伺いたいと思うのですが、内閣府が実施したアンケート
調査では、先行事例に取り組んでいる自治体、事業者のニーズや課題について重要な示
唆が得られていると思えます。アンケートも踏まえまして、有識者として出席いただい
ている工藤さんからも提言を出していただきました。これも事前に拝見しました。これ
らを踏まえまして、特にガイドライン等の指針の提示と財政支援については、政府への
期待も大きくて、果たすべき役割が大きいのだろうと思えました。こうした点も踏ま

えまして、具体的にどういう手順でどんな施策を実施していくのか。ペイ・フォー・サクセスの司令塔である内閣府におきまして、厚労省、経産省、法務省と協力して指針の提示と財政支援という施策も含めた形で、当面の行動計画を作成すべき、そしてKPIを定めていただくべきだと思うのですが、今後の進め方について、内閣府のお考えはいかがでございましょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官

最初に行わせていただいた紹介でもあるのですが、実際にPFSに取り組んでいる自治体は17自治体で、そのうち12の自治体は厚労省とかから財政支援をいただいてやっている。検討したけれども見送ったというのは19自治体もありまして、本当にスタートについたばかりということです。

見送った理由の中でも、どのくらいの成果を達成すればボーナスをもらえるのかというあたり、説得力のある成果指標を自治体がつくるのは限界があるとか、そこに限界があるから財政当局も説得できないとか、そういうことがあるので、私らの考えとしては、行動計画というkachとしたものよりも、厚労省さん、経産省さん、地方創生、あと法務省さんも御検討されていると聞いていますが、これは使えそうだという分野の担当省庁にしっかりとモデル事業。モデル事業というのは財政支援もありますし、その成果を持ってガイドラインをつくるので、こちらを強く働きかけていく。ですから、来年度中に何省庁に働きかけるとか、そういう行動計画というのは、このスタート段階ではまだ早いので、もう少し地道な取り組みをしていくべきと思っております。

○竹中会長

ただ、内閣府というのは、各省庁より一段高い立場で内閣全体の政策の取りまとめをしていくという趣旨でつくられていたはずだと思います。そこに司令塔の組織をつくったわけですから、そこが各省にお任せということでは決してないと思うのですが、そこで行動計画的なものをつくって、そしてKPIのようなものをつくる。実際航空局で空港のコンセッションをやると。しかし、これまでも内閣府でKPIをつくってきたわけでありまして、その意味では、できたばかりであるというのは十分承知いたしますけれども、やはり行動計画的なものをつくっていただいてKPIを設定するというのは、避けて通れない道だと思うのです。

後で触れる私の提言でも3年以内のペイ・フォー・サクセス分野での達成目標を設定するということを記載していますので、今日はそういうことを議論する時間がありませんけれども、未来投資戦略の中でどういうふうに反映するか、事務局にもぜひ積極的に参加していただいて考えていただきたいと思います。

この点については、有識者として参加していただいています工藤さんに引き続きフォローをお願いしたいのですが、お願いできますでしょうか。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

承知いたしました。

○竹中会長

では、よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○田和内閣府政策統括官

問題意識は私も竹中先生と全く同じでございまして、このまま行くと、単にKPIが事業の数だとすると、全省庁にいろんなモデル事業が乱立していくということになる可能性が非常に高いのではないかと個人的に懸念しています。この問題というのは実は奥が深いのではないかと感じていまして、普及を図る上で、我々としてはもう少しスコープを広げたいなと思っております。

つまり、この問題の裏にいろんな調達の仕事とか会計の仕事とか、そういったものも含めて、今、本当にやりやすい状況にあるのかどうか。つまり、地方自治体で成功報酬型をやっているところは、例えば3カ年やるときには、契約を3回見直したりしているわけです。そのたびに成功報酬を幾ら乗せるかと。契約を毎回毎回更新しているとか、現行の制度の中でどういった課題が生じているのかというのを改めて見ていく。それは今、課題になっている評価の問題だけではないと思っているのです。そういったところを少しスコープを広げて、先ほどおっしゃられた行動計画的なものということであれば、もう少し課題を発掘しながら、何件何件というところまで行けるかというのは、そういった課題をあわせて議論しながら進めさせていただければと考えている次第でございまして。

○竹中会長

ありがとうございます。

私よりも野心的なお話であったと思いますが、会計の根本の仕事とか、それがかわってくるというのは、おっしゃるとおりだと思うのです。その意味では、今の問題意識を何らかの形でこの成長戦略に反映していただいて、非常に大きな取り組みをしていただくというお話だったと思いますので、それをどのような形でするか一緒に議論しておいていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続いて、厚生労働省にお伺いしたいのですけれども、未来投資戦略2018では「国が成果連動型民間委託契約方式のモデル実証事業等を実施する場合には、債務負担行為を活用して複数年契約を締結するよう努める」と記載されておりました。この点の検討、実施状況はいかがでございましょうか。お願いします。

○伊原厚生労働省大臣官房審議官

先ほど資料1-6というので今の実際のモデル事業の状況をお話しましたが、これを具体的に例えば来年度以降本格実施していこうと思うと、どのような事業になるかと申しますと、基本的に国の事業ではなくて、地方の事業で、国が補助金として出していることになります。そういう意味で言うと、国が直接債務負担行為がどうこうというよりも、どのように複数年で自治体が事業をできるかどうかということを考えていくことになるかと思っております、その問題も含めまして、来年以降、この政策展開とかで一般化していくためにどうしたらいいかを、今年度よく考えたいと思っております。

○竹中会長

確かに既存の制度の中で簡単に導入できるものではないということは十分理解はしますが、中長期での成果、評価を可能にする予算執行の仕組みを考えていくと。先ほどの田和統括官の発言とも関連しますが、ぜひ引き続き検討いただいて実現していかなければいけないと思っております。これは内閣府として、制度上のボトルネックをどのようにしていただくか。先ほど御発言いただいておりますけれども、一緒に検討していただくということで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、ここままで御発言はよろしいでしょうか。

それでは、最後にお手元にある私の今年度の提言の話でございます。内容は、お手元の資料をごらんいただければと思いますが、これまでの進捗状況などを踏まえまして、現実に沿う形でお示したつもりであります。ただ、今回初めて見る内容で、もし内容に御異議がある方がいるようでしたら、会合終了後に再生事務局のほうに御連絡をいただいて、事務局を挟んでやりとりをさせていただきたいと思っております。どうぞいろいろ意見を言っていただいて、きちっと私のほうでも対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。これだけは言っておきたいということがもしありましたら。

ありがとうございます。

それでは、平井さんのほうにお返しします。

○平井日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思っております。今回の議事、ただいま竹中会長からありました取りまとめのところもそうでございますし、御指示のありました再生事務局との調整というところを含めまして、今後施策の具体化に向けて検討を進めていきたいと思っております。

この後、本日の会議の内容などにつきましては、事務局からプレスにブリーフィングをさせていただきます。

また、後日発言者の御確認を得た上で、議事要旨を公開したいと思いますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○竹中会長

ありがとうございました。